

参考様式6（第7条関係・公表用）

	項 目	意見等の概要	町の考え方
1	美里町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）	<p>平成14年度に宮城県の補助が廃止された以降、町単独で行ってきたところは、町民にとって生きがいを持てるものです。少子高齢化社会において美里町に住んでよかったと思う町でありたい。</p> <p>心身障害者で職がない方が生活するに於いて保護を受けなくてはならないのと、糖尿病やじん臓病の食事療法はとても大切で、治療が必要です。そのため入院中の食事は病気を治すため見本となります。今後も町の医療費の助成をお願い申し上げます。</p>	<p>美里町心身障害者医療費の助成に関する改正内容は、入院時の食事代の2分の1を助成する制度を廃止するもので、治療費・薬代に対する助成は今後も変わりありません。</p> <p>入院時の食事代となる入院時食事療養費の標準負担額は、平均的な食事代の状況を勘案して国が定めたもので、1食につき260円で、低所得になりますと更に軽減されております。</p> <p>現在、国では公的医療保険の制度改革において、在宅医療の普及を図る上で、食費を全額自費で賄っている在宅患者との公平性を保つため、入院時の食費負担の引き上げを検討しています。町としましては、在宅で治療を受けていても、入院で治療を受けていても、費用負担が公平になるようにするため、食事代は利用者ご自身で負担していただくこととし、食事代に対する助成を廃止する考えです。</p> <p>また、人工透析者や糖尿病患者の方に対する入院時に特別食を必要とする場合には、特別食加算は診療報酬の中に含まれますが、特別食においても食事代として1食260円を負担していただくことは変わりありません。</p>